

| 履行の 期限 | 履行の方法 | | 債権の消滅 | | | | | | | | | | 納入 通知 年月日 | 督促状 | | 備考 | | |
|-----------|-------|----|-------|-----|----|-----|----|----|----|-----|----|-------|-----------------|------|--|----|--|--|
| | 元本 | 利子 | 年月日 | 消滅額 | 残額 | 年月日 | 期間 | 割合 | 金額 | 消滅額 | 残額 | 交付年月日 | | 指定期限 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

年度 年 月 分 会 計 歳 入 徴 収 簿 作成 年 月 日 頁

| 款 調定番号 内訳番号 | 納 入 者 氏 名 | 所 住 所 名 | 摘 要 | 調 定 | 日 額 | 日 額 | 日 額 | 日 額 | 収 入 | 日 額 | 収 入 未 済 額 | 納 入 期 限 | 通知書発行日 督促状発行日 | 審 査 | 備 考 |
|-------------------|-----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|---------|------------------|-----|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第2号

| 年月日 | 発生年度 | 徴 収 停 止 整 理 簿 | | | | 債権者の住所 | 徴収停止の理由 | 所管課名 | 徴収停止取消し又は 時効完成の表示 |
|-----|------|---------------|------|------|------|--------|---------|------|----------------------|
| | | 債権の名称 | 債権金額 | 履行期限 | 債務者名 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

備考 会計ごとに別葉とすること。

| 督 促 状 | | | | | |
|---|-----------------------------|------------|---------|---------|--|
| | | 書 類 | 整 理 番 号 | 内 訳 番 号 | |
| | | | | | |
| | | 取 扱 所 属 | 電 話 | | |
| | | 年 度 | 年 度 | | |
| | | 会 計 | | | |
| 納 入 金 の 内 容 | | | 科 目 | 款 | |
| 金 額 | | | | 項 | |
| 指 定期 限 | 年 月 日 | | | 目 | |
| 納 入 場 所 | 十八銀行・親和銀行本支店 長崎県収納代理金融機関 | | | 節 | |
| | | | | | |
| <p>上記のとおり未納になっておりますので、指定期限までに、さきを送付してあります納入通知書によって納付して下さい。</p> <p>なお、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、長崎県税外収入延滞金条例(昭和39年長崎県条例第51号)で定める割合で計算した延滞金もあわせて納付して下さい。</p> <p>この処分に不服がある場合には、この処分を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として(訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求があった日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p> | | | | | |
| <p>(注) この督促状は、 月 日現在です。行き違いに納付済の場合はご容赦下さい。</p> | | | | | |
| <p>備考 この督促状は、法第231条の3の規定により督促を行うときに使用すること。</p> | | | | | |

| 督 促 状 | | | | |
|---|-----------------------------|------------|------|------|
| | | 書類 | 整理番号 | 内訳番号 |
| | | | | |
| | | 取 扱 所 属 | 電話 | |
| | | 年 度 | 年度 | |
| | | 会 計 | | |
| 納入金の 内 容 | | 科 目 | 款 | |
| 金 額 | | | 項 | |
| 指定期限 | 年 月 日 | | 目 | |
| 納入場所 | 十八銀行・親和銀行本支店 長崎県収納代理金融機関 | | 節 | |
| | | | | |
| <p>上記のとおり未納になっておりますので、指定期限までに、さきに送付してあります納入通知書によって納付して下さい。</p> <p>なお、指定期限までに納付されないときは、法令の規則による措置がとられることがあります。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p> | | | | |
| <p>(注) この督促状は、 月 日現在です。行き違いに納付済の場合はご容赦下さい。</p> | | | | |
| <p>備考 この督促状は、令第171条の規定により督促を行うときに使用すること。</p> | | | | |

| | |
|--|-------|
| 履 行 期 限 繰 上 通 知 書 年 月 日 様 知 事 印 下記のとおり、あなたに対する債権の履行期限を繰り上げたので通知します。 なお、別紙納入通知書により、期限までに納付して下さい。 | |
| 債 権 の 内 容 | |
| 金 額 | 円 |
| 当 初 の 履 行 期 限 | 年 月 日 |
| 繰 上 げ 後 の 履 行 期 限 | 年 月 日 |
| 納 入 場 所 | |
| 履 行 期 限 繰 上 げ の 理 由 | |

債務承認及び分納誓約書

長崎県知事 ○○ ○○ 様

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

1 私は、以下の債務を負担していることを承認いたします。

(1) 債務の種類又は発生原因

(2) 債務の発生年月日

(3) 債務の金額（未納額）

2 私は、前項の債務を、別紙の弁済計画書にしたがって、以下の弁済方法により弁済いたします。

債務の弁済方法 (例) 納付書にしたがった納付

(別紙)

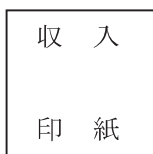
弁済計画書 (No.1)

各月末日を弁済期限とする。

| 回数 | 弁 済 年 月 | 弁 済 額 | 債 務 残 額 | 備 考 |
|----|---------|-------|---------|-----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |

※「債務承認及び分納誓約書」と別紙は、①契印をする、②両書面を1枚(A3)で印刷するなどして、両書面が継続した一体の書面であることを明らかにしておく。

様式第4号



債 務 証 書

年 月 日

長崎県知事 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称 ⑩)

(債務者の氏名又は名称) (以下「乙」という。) が県 (以下「甲」という。) に対する (債務の名称) の未払額 円及びこれに係る 年 月 日から 年 月 日まで 年 %の割合で計算した (利息及び延納金の名称) 円は、下記第1に記載するところにより履行するとともにこの債務の履行に関して下記第2から第6までに記載する条件に従います。

第1 履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 乙は、甲に対し上記の金額 円を次のとおり支払うこと。

| 履行期限 | 履行すべき金額 |
|-------|---------|
| 年 月 日 | 円 |
| 年 月 日 | 円 |

(2) 乙は、上記の履行すべき金額に対し、 年 月 日からそれぞれの履行期限までの期間に応じて、100円につき年 %の割合で計算した延納利息を甲に支払うこと。

(3) 乙は、上記(1)の履行期限 (履行期限を繰り上げられたときは、その繰り上げられた履行期限) までに履行すべき金額を完納しなかったときは、その完納しなかった金額に対し、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間に応じて100円につき年 %の割合で計算した延滞金を甲に支払うこと。

第2 乙は、甲がこの債権の保全上必要があると認めて乙に対し、その資産の状況に関して、質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、その要求に従うこと。

第3 乙は、甲において乙が次に掲げる場合に該当し、又は該当するものと認めて、上記第1の(1)の金額の全部又は一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨を指示したときは、その指示に従うこと。

(イ) 乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

(ロ) 乙が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

(ハ) 乙に次の事由が生じたとき。

I) 強制執行を受けたこと。

II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

III) その財産について競売の開始があったこと。

IV) 破産の宣告を受けたこと。

V) 解散したこと。

VI) 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、乙の総財産についての清算が開始されたこと。

(ニ) 乙が、この債務証書に記載された条件に従わないとき。

(ホ) その他乙の資力の状況その他の事情の変更により第1の(1)に記載された履行期限によることが不適當となったとき。

第4 甲において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、乙は甲の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

第5 乙は、担保の提供を免除され、又は延納利息を附さないことができることとされた場合においても、甲において乙の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し又は利息を附して支払をしなければならないこと。

第6 (その他部局の長が定める事項)

備 考 様式第3号の備考は、この様式に準用する。

様式第3号

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称 ⑩)

下記の債務について下記の条件により履行期限を延長して下さい。

1 債権の概要

- (1) 債務者の住所、氏名又は名称及び職業又は業務
- (2) 元本債務金額
- (3) 履行延期の特約等の承認のある日までに附されている利息、延滞金又は加算金
- (4) 債務の発生原因

2 履行期限を延期しなければならない理由

3 延長を希望する履行期限、延納利息及び延滞金

- (1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額
年 月 日 円
年 月 日 円
- (2) 履行延期の申請の承認の日（従来の履行期限の翌日）から附すべき延納利息
利 率 支払期日
- (3) 延滞金
履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、100円につき年 %の
割合で延滞金を支払う。

4 担保の提供及び債務名義の取得

県の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に
応ずるとともに、これらの措置をとるために必要な費用を負担する。

5 その他の条件

- (1) 県は、この債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務
又は資産の状況に関して、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき
報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 県は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行
期限を繰り上げることができる。

- (イ) 県において債務者が県の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
- (ロ) 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
- I) 強制執行を受けたこと。
 - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - III) その財産について競売の開始があったこと。
 - IV) 破産の宣告を受けたこと。
 - V) 解散したこと。
 - VI) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたこと。
 - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
- (二) 債務者が履行延期の特約（処分）に附された条件に従わないとき。
- (ホ) その他県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認めるとき。
- (3) 県において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、県の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。
- (4) 県において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。
- (5) (その他部局の長が定める事項)
- 備 考 1 用紙の大きさは、適宜とする。
- 2 この様式は、必要に応じて縦書とし、又はこの様式中必要としない事項を省略し、若しくは必要に応じて記載事項を修正することができる。

様式第5号

履 行 延 期 承 認 通 知 書

年 月 日

(債務者の氏名又は名称) 殿

長崎県知事

印

年 月 日付履行延期申請書によって申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を附して承認します。

記

1 債権の概要

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因

2 承認の条件

- (1) 担保物件のうち については、供託の手続をしたうえ、 年 月 日までに供託書正本を提出すること。
 - (2) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますから抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出すること。
 - (3) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出すること。なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が 年 月 日までに（又は 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りる確実な証明書及び印鑑を持参のうえ、 に出頭するよう取り計らうこと。
 - (4) この債権について公正証書を作成する必要がありますので、 年 月 日までに（又は 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りるこれに準ずべき確実な証明書及び印鑑を持参のうえ、 に出頭すること。
 - (5) 年 月 日までに債務証書を提出すること。
 - (6) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の措置をとらなかったときは、県はこの承認を取り消すことがあります。
 - (7) (その他部局の長が定める事項)
- 備 考 様式第3号の備考は、この様式に準用する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)二二一四
直通(八九五)二二一四

印刷所
長崎市白鳥町七番三十三号

山 有
口 限
善 会
生 社
東洋印刷所